

【用語説明】

- 収入

1年間(1月～12月)に入ってくるお金のこと
- 経費

収入を得るためにかかったお金のこと(必要経費)。
自営業者の方はご自身で必要経費を計算します。
給与・公的年金等の収入のある方はみなし経費が算出されます。
(給与所得控除・公的年金等控除と呼ばれます。)
- 所得

収入から経費を引いた、いわゆるもうけにあたる金額。
自営業者の方はご自身で所得を計算します。
給与・公的年金等の収入のある方は次の**計算式**により所得が算出されます。

給与所得の速算表

給与収入		給与所得
～	650,999	0
651,000	～ 1,618,999	収入金額 - 650,000
1,619,000	～ 1,619,999	969,000
1,620,000	～ 1,621,999	970,000
1,622,000	～ 1,623,999	972,000
1,624,000	～ 1,627,999	974,000
1,628,000	～ 1,799,999	A × 2.4
1,800,000	～ 3,599,999	A × 2.8 - 180,000
3,600,000	～ 6,599,999	A × 3.2 - 540,000
6,600,000	～ 9,999,999	(収入金額 × 0.9) - 1,200,000
10,000,000	～	(収入金額) - 2,200,000

A = 給与収入 × 1 / 4
(千円未満切捨て)

公的年金等の速算表

年齢区分	収入金額		雑所得
65歳未満	～	700,000	0
	700,001	～ 1,299,999	収入金額 - 700,000
	1,300,000	～ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
	4,100,000	～ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
	7,700,000	～	収入金額 × 0.95 - 1,555,000
65歳以上	～	1,200,000	0
	1,200,001	～ 3,299,999	収入金額 - 1,200,000
	3,300,000	～ 4,099,999	収入金額 × 0.75 - 375,000
	4,100,000	～ 7,699,999	収入金額 × 0.85 - 785,000
	7,700,000	～	収入金額 × 0.95 - 1,555,000

合計所得金額	所得(もうけ)の合計額
所得控除	税金の計算上、個々の実情に応じて所得から差し引ける金額。 例) 扶養控除、生命保険料控除、医療費控除etc..
源泉徴収	毎月の給与または毎回の年金等から、収入金額に応じて概算で算出した所得税を天引きすること。
源泉徴収票	給与の源泉徴収票… それぞれの勤務先から受け取る、1年間の給与支払金額・源泉徴収税額などが記載されたもの。 年金の源泉徴収票… それぞれの支払先から受け取る、1年間の公的年金等の支払金額・源泉徴収税額などが記載されたもの。
年末調整	勤務先が、月々の給与から天引き(源泉徴収)した所得税と、確定した所得税との過不足を精算すること。 一般に年間金額が確定する12月末や1月初旬に行われるため、年末調整といいます。 年の途中で退職された方は、年末調整は通常行われないため、所得税の過不足を精算する際には ご自身で確定申告を行う必要があります。
所得課税証明書	対象の方個人の1年間(1月～12月まで)の収入・所得・控除額・課税額(年間の住民税額)が記載された証明です。 毎年6月の中旬頃から前年の収入を証明したものが発行可能となります。 所得のみ、課税額のみを証明したものをそれぞれ所得証明書、課税証明書といい、 住民税が課税されていないことを証明するものは非課税証明書といいます。